

# 5月31日は世界禁煙デー

## 受動喫煙をさせないための マナーはルールに変わります

平成30年7月に受動喫煙対策を強化する「健康増進法の一部を改正する法律」が成立しました。



▷問い合わせ 健康づくり係  
(☎223局3533)

### 受動喫煙対策を強化する「健康増進法の一部を改正する法律」が成立

受動喫煙とは本人がタバコを吸わなくても他人のタバコから立ち上る煙や喫煙者が吐き出す煙を吸い込むことを言います。

健康増進法の一部を改正する法律の基本的な考え方としては以下ようになります。



#### ①望まない受動喫煙をなくす

屋内で受動喫煙にさらされることを望まない人がそのような状況に置かれることがないように「望まない喫煙」をなくします。



#### ②受動喫煙による健康影響が大きい子どもや患者などに特に配慮する

子どもなど20歳未満の人、患者などが主に利用する学校や病院などの施設やその屋外などでの受動喫煙対策を一層徹底します。



#### ③施設の種類や場所ごとに対策を実施する

施設の種類、場所ごとに、敷地内禁煙・屋内禁煙にすることや喫煙場所の案内をすることが義務づけられます。

### どのように変わるのか

#### 7月から、一部施設が敷地内禁煙

学校や病院、役場などの行政機関の敷地内が全面禁煙になります。ただし、受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場合、屋外の喫煙専用室の設置は認められます。

#### 令和2年4月には、全面施行

##### ●大型飲食店、ホテルのロビー

原則として屋内禁煙となります。ただし、既存店で客室面積が100㎡以下、個人経営か資本金5000万円以下の中小企業が営む店舗の場合は、「喫煙」などの表示をすれば喫煙は可能になります。また、旅館やホテルの客室内は喫煙可能です。

##### ●加熱式タバコ

この規制は加熱して発生する蒸気を楽しむ「加熱式タバコ」も対象となります。



##### ●罰則があります

今までは受動喫煙に対する「努力義務」のみでしたが、禁煙場所に、「灰皿・喫煙用具・喫煙設備」を設けた場合、施設管理者に50万円以下の罰則金を科すことや禁煙場所で喫煙した人には、30万円以下の罰則金を科すなどの罰則も設けられます。

日本の受動喫煙対策は、海外と比較するとまだまだ遅れている状況です。喫煙する人も喫煙しない人も、受動喫煙が及ぼす健康への影響を考えてみませんか。

リードぼらんていあキッズ・学生ボランティア募集



芦屋町ボランティア活動センターでは、リードぼらんていあキッズと学生ボランティアを募集しています。

ボランティアとは、「自ら進んで活動を行う」ことです。リードぼらんていあキッズ・学生ボランティアの活動内容は、皆で話し合っ

て決めて行っています。昨年リードぼらんていあキッズは、芦屋町のイベントや祭りに参加し、リサイクル品や被災地から仕入れた農作物を販売しました。終了後には後片付けも手伝いました。また、福祉施設を訪問し、イベ

ントの手伝いや歌を歌うなどして交流をしました。

学生ボランティアは、リードぼらんていあキッズから派生したボランティア団体です。ボランティア活動のほか、世代間・学生間の交流も目的としています。活動として、昨年は、豪雨被害を受けた朝倉市に行き、作業支援を行いました。さらに、町内の高齢者支援なども始めています。

また、ボランティア活動センターにおいて、リードぼらんていあキッズや学生ボランティアはボランティア活動や地域に関することを学習しています。センターでは、子どもたちが活動を計画し実行すること、活動を通じて社会性や協調性、自立性を身につけることを推進しています。今年度の募集を開始しました。募集は随時行っています。ボランティア活動センターまで問い合わせてください。

問い合わせ  
ボランティア活動センター  
(☎221局1011)



- ▼リードぼらんていあキッズ
- ▽対象 小学生から(小学生の参加は保護者の同意が必要)
- ▽参加費 原則必要ありません(実費がかかることがあります)。
- ※校区外の活動への参加は保護者の送迎が必要です(送迎の相談に応じます)。
- ▽保険 町のコミュニティ保険が適用されます
- ▼学生ボランティア
- ▽対象 高校生、大学生、専門学校生
- ▽活動期間 主に夏休み・春休みなどの長期休暇中
- ※詳細はボランティア活動センターまで問い合わせください。

差別をなくすために 第407号

子どもの人権

最近では親の育児放棄で乳幼児が衰弱死、過剰な体罰やいじめが原因で児童・生徒が自殺するなど子どもに関する悲しいニュースがたびたび報道されています。

これらの事案は子どもの人権問題であり、昨今では大きな社会問題となっています。子どもが被害者となる報道の背景には、人権を侵害されている子どもが数多くいるという状況がうかがえます。

子どもの人権問題が生じる原因として、学校や家庭など子どもを取り巻く環境の問題もありますが、やはり子どもも「一人の人間である」という「あたりまえ」の認識が薄れつつあることも考えられます。

法務省の人権擁護機関では、子どもたちの人権を守るために「子どもの人権を守ろう」という啓発活動を強調事項の一つとして掲げており、「子どもの人権110番」などの人権相談を積極的に行っています。

子どもの人権を守るには、まず子どもの人権を私たち大人がしっかりと理解して子どもたちに伝えなければなりません。あたりまえですが、子どもも一人の人間です。一人の人間だからこそ最大限に尊重され、守り、守らなければなりません。大人が人権に対する正しい認識を持つことで、「あたりまえ」が「あたりまえ」にある世の中にしていきましょう。

▷問い合わせ 社会教育係 (☎223局3546)

芦屋町人権・同和教育研究協議会

